

## 公益社団法人須賀川労働基準協会 役員の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5号第13号及び公益社団法人須賀川労働基準協会定款（以下「定款」という。）第28条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員の報酬等は、定款第28条にかかわらず、報酬等は支給しないものとする。

ただし、外部監事については、会長の承認を得て報酬等を支給することができる。

### (改廃)

第3条 この規程の改廃は、社員総会の決議を行う。

### 附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

### 附則

1 令和7年7月1日、一部条文の追加、施行。

追加 第2条（外部監事への報酬支払）